

- 決算特別委員会の書面審査の審議の概要をご紹介します。本号では以下の審査内容を掲載しています。
- 日米共同演習に関する知事への申し入れ全文は、27ページに掲載しています。

<b>知事公室</b>	<b>1 ページ</b>
<b>監査委員</b>	<b>6 ページ</b>
<b>出納管理局</b>	<b>6 ページ</b>
<b>商工部</b>	<b>7 ページ</b>
<b>農林水産部</b>	<b>18 ページ</b>

## **2000 年決算委員会書面審査 知事公室 11月2日**

### **三木 一弘 (日本共産党、上京区選出)** **府職員の労働安全に万全を期すべき**

【三木】 三点について質問します。第一は、職員の労働安全問題についてですが、本会議でも公務災害の問題を取り上げましたが、裁判で勝利しても失われた時間や健康は戻らない。やはり職員の労働安全に万全を期すべきと考える。職員定数削減で労働時間が逆になくなっていくと判断できるが、一つは、過労死、精神障害が増加しているのではないかと。現職死亡の問題もふくめ、その実態がどうなっているか明らかにされたい。二つ目に、超過勤務、特に長時間勤務やサービス残業の実態はどうか。三つ目に、職場での労働安全衛生委員会の開催状況はどうか。【知事公室長】平成11年度は11名が現職死亡された。原因は、ガンなどの悪性疾患が多い。時間外勤務については、事前命令制の徹底に努めている。「ノー残業デー」など、縮減につとめ、時間外勤務は減ってきている。それまで一人当たり年176時間(月13時間)だったものが、平成11年度は一人当たり年96時間(月8時間)となった。【職員長】職場安全衛生委員会は、昨年度、本庁では2回、地方では合わせて延べ36回開催されている。

【三木・再質問】 職員の労働安全について、11人が現職死亡ということだが、労働安全確保のために定期検診などに取り組まれているが、さらに超勤やサービス残業の実態把握が不十分ではないかと。常任委員会で、サービス残業、土・日の持ち帰り、あるいは夕方5時以降の仕事は、職員の大多数がやっているという実態にあるのではないかと指摘した時に、「実態調査を近くおこなう」と答弁されたが、実際に職場の実態調査はおこなったのか。その結果を明らかにされたい。

安全衛生委員会の開催だが、地方の小委員会は36回ということだったが、本庁関係は2回。一年間かけて2回では余りにも少ない。実態から見れば最低月一回くらい開かれるのが当然ではないかと。【知事公室長】 職員の健康管理は非常に重要な課題として取り組んでい

る。そのなかで、時間外勤務については、事前命令制を厳格におこなっているが、実態の把握がなかなか難しいことも事実。八月後半の一週間と九月後半の一週間について実態把握をおこなったが、その結果は集集中。**【職員長】**職員安全衛生委員会と別個に、専門医からなる職員健康審査会を月一回開催している。早期発見、早期治療の観点から、今後も職員の健康管理に対応したい。

## 本府の障害者雇用の現状と促進について

**【三木】**第二に、本府の障害者雇用の状況について、厚生省が2002年から、医師、看護婦などの欠格条項の廃止を新たに打ち出したと報道されたが、先日のパラリンピックへの関心は非常に大きなものがあり、ノーマライゼーションが言われて久しい。そのなかでも障害者の自立のために「働く場」の確保が大事だと考える。本府の雇用率が法定雇用率の2・10より上回り、2・56%と答弁されているが、現在はどうか。単人員で何人ぐらい雇用されているのか。同時に、障害者が働ける条件整備が求められるが、新しく開発した職種が本府で生まれたのか。更に、障害者の障害種別の雇用状況はどうか。**【知事公室長】**平成12年度の本府の雇用率は2・57%。全国平均は2・43%。働く条件整備は進めているが、「障害者の方はこの職場」というふうな特別の職場を予定しているわけではなく、健常者と同じ条件で考えている。障害部位別の雇用状況は、知事部局105名のうち、多い順に、肢体不自由、内部疾患、視覚障害、聴覚障害の順である。

**【三木・再質問、要望】**障害者の雇用の問題だが、障害種別の人数はどうか。大事なのは、職員の削減で仕事が多忙となっており、そのために「障害者について辛くあたってしまう」ことがよくあるという声を聞く。障害を持っている方が安心して働ける条件づくりが必要だが、この点は要望しておく。**【知事公室長】**障害種別の人数は、肢体不自由62名、内部疾患25名、視覚障害11名、聴覚障害など7名である。毎年、障害者の採用試験を実施しており、平成12年度では事務系職員14名の採用をしたが、うち2名は障害者の選考採用。

## 振興局統合による府民サービス低下への対策を

**【三木】**第三に、「大振興局構想」にかかわって、このなかで組織機構の見直しも言われている。とくに府民と密接な関係にある税務課、及び農業改良普及センターの統廃合の時期はいつか。また、遠距離になることによる府民への影響はどうか。これへの対策はどうか。

**【知事公室長】**21世紀に向け市町村合併が課題となっており、振興局統合、エリアの拡大は避けて通れない課題となっている。このなかで農業改良普及センター等の問題も出てきているが、時期などについては、現在検討中である。

**【三木・要望】**振興局構想との関係だが、統合問題ふくめ「検討中」ということだが、遠距離となれば府民サービスは低下することは明らかなわけで、やはり低下をさせないためにも、税務関係や農改センターの関係は、もし統合されたとしても相談窓口を近々のところに設けることが必要ではないか。専門家の配置をおこない、府民が相談しやすい体制づくりをお願いしたい。

## 岩田 隆夫（日本共産党、中京区選出）

米艦船の舞鶴入港には港湾管理者（知事）の許可が必要

アジアの平和の流れに逆行する基地機能強化と日米共同統合演習は中止を

**【岩田】** 三点ばかり伺います。第一に、軍港として体制強化が進められている舞鶴の海上自衛隊にかかわって伺います。①すでに周辺事態法が成立、運用されていますが、政府はこの運用にあたり、各自治体からの問い合わせもあり、対応を示した「解説」を7月に出しました。これを見ますと、米艦船が自治体が管理する港湾に入港する時は港湾管理者の許可が必要だと明記されているが、京都府としてこの点についてそのとおり承知されているか、まず確認したい。②また、舞鶴の海上自衛隊のヘリ基地建設が運用開始され、すでに実証飛行をおこなっています。戦後、平和都市建設をめざして、「軍転法で舞鶴は平和都市になるんだ」と頑張っておられるわけですが、ところがこの軍転法にもとづく市長や知事の対応には問題がある。基地強化を基軸にした政府、防衛施設庁の様々な対応にたいし、全面的に協力してこられた。この舞鶴のヘリ基地の建設にたいして、舞鶴市議会が防衛施設庁にたいして「決議」をされていますが、その内容について府はどのように対応してこられましたか。また、本府は国にたいし、このヘリ基地の問題でどのような立場で対応してこられたのか、伺いたい。③もう一点は、日米共同統合演習についてです。毎年カニ漁が始まる11月ころになるとこの共同演習が行われるわけですが、日本海領域でのこの演習は本当に問題があります。しかも毎年事故を起こしている。即刻中止を求めるべきだと考えますが、なぜ求めないのかおたずねしたい。**【次長】** ①周辺事態法に関しては、法律そのものは、従来の権限行使について特別に過大な負担をかけるのもでなく、通常の、これまでの適用を求めるものであること、これが前提となる。そして米国艦船の入港については、よくご承知のように、日米地位協定が定められており、これは条約ですから条例よりは上位に適用されることとなりますので、法的にはこれらの入港に対しては協定上の手続きである「通告」が要件となります。②自衛隊基地については、これは長い歴史があるが、そもそも平成4年に土地造成を市がおこなう時にも、地元の市民生活のことなどを十分に念頭において対応してきた。現在、実証飛行がおこなわれるにあたって、地元自治体、市会議員の方々、舞鶴市も含め、市民生活に支障をきたさないという観点もふくめ、現在協議が進められているところ。これについては、京都府が今かかわるというようなものではないと考えている。③合同演習については、ご指摘の通りのものごさいましたので、府として安全対策について強く申し入れもしているが、いまご指摘の演習全体について中止せよと言うことは、国が色々の観点から判断しておこなっているものであり、府としては中止は求めていない。

## 政府の「解説」では、米艦船入港の拒否は可能

**【岩田・再質問】** 自衛隊については、いつも「公式答弁」が返ってくる。最終的には知事の姿勢が問題と思うが、アジアにおける平和の流れがすすむ中、逆行している。地方分権の委員会で、わが党の「今度の周辺事態法の国の『解説』では、入港にたいしては周辺事態においても、通常と同様に、地方公共団体の長、港湾管理者の許可を得る必要があると明記されているが、どうか」という質問に対し、泉谷職員長が「そのとおりである」と答弁していますし、またこれに対しては罰則規定もないわけです。これは「今まで通りだ」、「日米地位協定と条約があるんだから」ということだけではすまないわけです。現実に政府の対応についてのマニュアル、「解説」も、一件一件について港湾管理者の許可が必要としているわけで、またこれを拒否することも可能だし、拒否してもそれについて責任を問われることはないとも明記されているわけですが、どうですか。

また、日米共同演習についても「全体を止められない」とおっしゃったが、去年の事故も、一昨年もの定置網の件も、いちばん地元の、舞鶴湾なり、若狭湾に精通している舞鶴総監部所属の艦船なんですね。ですから（共同演習は）こうした訓練の時に、実際に艦船がどういう行動をやるのか、何時ころ通過するのか、ということの事前通告など、危険防止の歯止めすらない。再発防止のためにも、今後とも共同演習はおこなうべきでな

いというべき。しかも周辺事態法の下で、米軍と一体となった共同演習をしていることはアジアの各国に威嚇を与えるもので、やはりこれは中止を求めるべきである。もう一度お答えいただきたい。**【知事公室長】** 防衛にかかわる点は、次長が答えたとおりで、舞鶴の総監部に対し、昨日、地方振興局長が日米共同演習に関する申し入れもしており、そうしたなかで府としてもやるべきことをやっている。また、その他のものについても府として対応すべきものについては対応しているが、しかし防衛についてはやはり国を守るという考えのなかでの問題であり、それについて私どもが物を言えるような立場ではない。

**【岩田・要望】** くだいようだが、もともと舞鶴の海上自衛隊の土地は、100年前に舞鶴の鎮守府が建設された時に、ほとんど強制的に土地を提供させられてできたものであり、さらに戦後、舞鶴市や呉、佐世保、横須賀など旧軍港の市民は、文字どおり戦後の廃墟の中から市民ぐるみで平和宣言をそれぞれの都市がおこなって、「今後、平和産業都市に転換する」ということで、軍転法そのものを市民の請願で、関係議員の協力をえて作った。「今後、私たちは平和の港にする」という決意の下に作られたもの。ところが、この法律にもとづいて市長や知事が軍事基地の強化について意見を求められた時にはぜんぶ同意してきている。ヘリコプターだけでなく、今回、棧橋の強化も含めた基地機能の強化がされているが、文字どおりアジアの近隣諸国に対して軍事的威嚇で対応するのはもう時代遅れであり、間違っている。ぜひともこうした自衛隊の米軍との共同演習もふくめ、アジアに威嚇を与える舞鶴の軍事基地の体制強化には、府として協力しないで、むしろ縮小と基地の舞鶴市への返還を求める立場で対応していただきたいということを、強く指摘し、要望しておきたい。

## 情報公開条例の検討状況はどうか

**【岩田】** 第二に、情報公開条例について伺います。これまでから懸案となっている電子的記録の公開と警察・公安委員会を条例の対象とすることの検討はどこまで進んでいますか。

**【知事公室長】** 国において情報公開法が制定され、来年4月から施行されるなかで、現存する京都府の条例についても国の法律との一定の整合性を図りつつ条例改正する必要があるということで、現在、作業を進めている。審議会で議論を交わしているところで、最終段階に入っている。ご指摘のあった公安委員会、電磁的記録の問題についても、法との整合性に照らしつつ適切に対応してゆきたい。

## 違法開発業者を厳しく取り締まる、府の要綱・条例の検討を

**【岩田】** 第三に、違法開発等取り締まり機動班についてですが、府下各地でおこっている事例は非常に悪質でありまして、この悪質業者が文字どおり法の盲点、弱点を突いて、行政指導を無視して、違法不当に採石だとか、残土投棄などを行なっているわけですが、平成9、10、11年の三年間、機動班が指導を行なった対象はそれぞれ何件だったのか。さらに現在指導中のものは何件か、振興局別に数字を出していただきたい。さらに、現場で対応されている職員の苦労は本当に大変なものですし、被害を受けている周辺住民の不安も「このままではまだ続くのではないか」ということにあります。そこで行政として手こずったケースとして、9月定例会でも問題となった亀岡・畑野の件について、室長は「粘り強く指導してきた」と答弁されましたが、この教訓は何ですか。聞かせてください。**【知事公室長】** いま現在指導しているのは11件。私も4月に現在の部署にきたが、現場の職員が本当に苦労して粘り強く対応しているというのが実際の状況で、指導に従わない悪質なものについては告発も含めた対応を当然やらないといけないという立場で、今後も指導してゆく。

**【岩田・再質問】** 業者が悪質であり、このままで行くと、こういうケースは後を絶たないということになる。建設委員会の質疑では「マニュアルを作って現場での対応をすすめたい」とのことで、部長は「やはりこういうケースは、初期の段階できちっと対応しておかないと、ズルズルといく」と答えている。法律にも不十分さがあるわけで、悪質な業者への対応は続くと見る必要があり、またマニュアルだけでは(対応に)限界がある。現状を見ると、採石の後は必ず産廃なり、建設残土が持ち込まれ、(業者は)往復でもうけている。産廃を持ち込んだ場合は、覆土して持ち込んだのがわからないようにしている。そうなると、監視の眼のない土曜、日曜、祝日にやられることも多い。また、夜間にもやられる。行政指導する場合でも、指導表や文書による指導、警告と同時に、夜間や、土曜、日曜、祝祭日にはやらないという指導が必要となってくる。こうなると限界もあり、要綱なり条例なりを作る必要があるのではないか。この点について改めて聞きたい。**【知事公室次長】** 先ほどから申ししているとおり、これにかかわる法律というのは、私はやはり不備があると思っている。しかし、そうしたなかで開発がおこなわれた場合に、やはり最初の時点でいかに対応するのが重要と考えており、この段階でのきちっとした対応を指示している。ただ、違法開発をする業者はやはり違法な業者であって、なかなか指導に従わないし、何処に行ったかわからなくなるような場合もある。こうしたなか現場の職員が粘り強く指導をすすめているのも現状なので、ご理解を賜りたい。

**【岩田・要望】** 今おっしゃったように、初期の段階できちっとやる必要があるが、室長も認められたように悪質な業者は悪質なわけで、はじめから行政指導に従う意識など持ってないほど悪質なわけで、現在の法や行政指導では限界がある。やはりマニュアルだけでなく、要綱なり条例をつくるべきでないか。いったん自然が破壊されたり、不法なものが持ち込まれたりするととり返しがつかないわけで、ぜひ、これについては研究していただきたい。

## ●他会派の主な質問

### 【北岡千はる・府民】

広報の「府民グラフ」が増えているが、何か工夫・検討されているのか。**【室長】** 3万1千部を3万3千部に増やした。iモード利用の情報提供を調整中。

### 【坂根康史・公明】

電子媒体を使った申請や入札、情報公開についての考えはあるか。**【室長】** 情報公開をめぐる社会の変化も踏まえ、今後、積極的に対応したい。

### 【工藤香代子・新政】

①府域の在住外国人の出身国別の状況は。②また外国人登録など在住外国人への対応は、府県から市町村の業務に移されたが、不法入国問題など問題が多い。府としての対応策はどうか。**【室長】** 変動あるが、韓国・朝鮮から4・2万人、中国6・5万人、フィリピン1・5万人、米国1万人など。府として「生活ハンドブック」など発行。啓蒙・相談している。

**【次長】** 出入国管理は法務省の専管事項であり、府として対応できない。

### 【村田正治・自民】

①府としてのFM報道など広報活動を。②旅券事務所に車で行くと駅ビルの駐車代が1時間600円かかる。府として対応を。**【室長】** ①定時報道、スポットをおこなっている。②電車等で来る方、遠方から来る方もあり、慎重に議論する問題。

### 【近藤永太郎・自民】

①向日町競輪の経営努力と改善方策は。②日中友好大使は何人で、母国でどんな活動をしているのか。**【室長】** ①H15年に向け特別競輪を誘致できるよう努力している。②68名中29名が帰国。年に一度のレポートをお願いしている。今後、大使活用の幅を広げたい。

### 【明田 功・自民】

職員の組織づくりの方針、府民の立場に立った研修方針は。人事異動も職員の地域への帰属意識育成からすると度々転勤させないほうがよいが、どうか。【室長】ニーズの多様化、ITなど変化に応じて業務研修。開かれた府政へ努力しているが、移動はおおむね5年、許認可関係は3年がメド。今後、弾力的運用も検討する。

#### 【水口 洋・公明】

5つの洲、省と姉妹都市提携しているが、どんな交流しているのか。自治体外交として数年単位のプロジェクトを、ODAも活用しすすめるべき。【室長】人的、文化的交流、日本語学生への奨学金、奨学生の受け入れなど多様に展開している。総花的でなく、的を絞った交流を検討したい。

#### 【西田昌司・自民】

人件費総額をどう減らすか。職員削減計画をほんとうに達成できるのか。府職員の賃金も、どうも減らすことができないようだし、このままでは結局、府民サービスを減らさざるをえず、「何のための府か」となる。あまりにも危機感が少ないのではないか。【室長】財政健全化指針の遂行が絶対的なものであって、やり遂げたい。【西田・要望】職員賃金の単価カットをするぐらいでないと危機感も出てこない。危機感の徹底を。

## 決算特別委員会監査委員書面審査 2000.11.6

### 岩田隆夫（日本共産党、中京区）

#### 不当な勤務状況と認めた同和担当経営指導員の補助金返還を求めべき

今回、「監査報告」で、同和担当経営指導員の不当な勤務状況について、改善を求めている。従来、当局のやり方は不当なもので、問題があったのだから、改善を求めた監査報告は評価するが、改善を求めるなら返還命令を出すべきではなかったのかと思う。

補助金返還訴訟、裁判での関係者の弁明は、無茶苦茶なもので、弁明になっていない。府当局は「5～6名の同和担当経営指導員全員が解放センターに直行して、日常業務を行っている」としているのに、一方で、商工会議所の答弁書では「全員の出勤簿も机もある」と正反対の弁明になっている。しかし、実際には、出勤簿に押印していないし、机もない。明らかに「職務専念違反」ではないか。

府民の立場から見れば、今回「問題あり」と判断し、改善を求めた。ここまで言ったのだから、補助金は違法だとハッキリ返還命令を出すのが筋だと思うが、どうか。

【成房監査委員】監査委員としての判断は報告書として出した。報告書につきている。裁判が起こされているが、それについてあれこれ言う立場にない。

【岩田】裁判について言っているのではない。この問題に限らず、今後、監査の結果、財政執行に問題があったり、不正があった場合は、改善を求めるのは当然だが、公金、府民の血税なのだから、返還を求めることもあわせて指摘することが必要で、それが監査委員の役目だと思う。指摘しておく。

【成房監査委員】十分承っておきたい。今後とも厳正に対応していく。

## 決算特別委員会出納管理局書面審査 2000.11.6

質問者なし。

# 決算特別委員会商工部書面審査

三木一弘（日本共産党、上京区）2000. 11. 6

## 鳴河倒産の影響を最小限にとどめる対策と 和装産業の取り引き改善に全力を

**【三木】** 荒庄鳴河という大型倒産で、西陣・室町などの和装産業に大きな影響が広がっている。すでに、呉服卸の星久や坂井良など連鎖倒産がおこっている。民間の信用調査機関の調べでは、京都にのべ60社以上の取り引きがあって、多額の不良債権が発生する恐れがあり、在庫品が流出し市場を混乱する恐れもあると言われている。新聞報道によると西陣織工業組合の理事長も「和装の倒産としては戦後最大級、西陣など産地にも大きな影響が考えられる。国や府市に善後策をお願いしたい」とのコメントが報道されている。

そこで聞かが、ひとつは商工部として、京都経済、和装業界への影響をどのように分析しているのか。2つ目に、具体的な支援策、資金の手当て、振興策などを早急にまとめるべきだがどうか。3点目に、この際、決済期間の長い手形などの取引慣行の改善を指導するチャンスと考えるがどうか。4点目に、本府の融資制度では連鎖倒産防止資金の融資資金は最高が7千万円となっている。今回のように1億円を超える企業の場合にはどのようにされるのか明らかにしてほしい。

**【商工部長】** 信用情報では、すでに50数億円のいわゆる引っ掛かりの債権が出ているとのこと。今後、西陣等の物作りへの影響を心配している。発表された先月27日午後、京都市と一緒に西陣、染色工業組合連合会、室町の織商、京染卸、和装財団が集まり会議を行い意見交換を行った。同時に中小企業総合センターや信用保証協会等々に、融資などの相談があれば的確に対応するように指示をした。

現在取り組んでいるいわゆる取り引き改善についても、業界あげて進めていこうという声が業界からも出た。京都府が7月に京都市と協調して設置した最長7年間の和装産業取り引き改善特別融資等を積極的に活用し実状に応じた対応をする。

**【三木】**

一定の対策が取られているが、連鎖倒産防止資金には7000万円という枠がある。融資問題については積極的に対応するというが、この枠がある限りこれ以上融資は不可能ではないか。

室町、友禅、西陣や丹後の要求の聞き取りだが、影響を調査されているというが、相談の窓口を開設し、実態調査とあわせて状況を聞き取れば、影響を押えるひとつの手だてとなる。こういう立ち上がりを早くし、それを明らかにすれば、業界の不安にこたえることになる。

**【商工部長】** 和装産業取り引き改善特別融資の限度額が1億円以内、京都市とあわせて2億円が活用できる。実態調査などについては、染色工芸課、北部の織物機械金属センターで十分状況をつかみつつある。

**【三木】**

和装産業は危機に陥っているとはいえ、京都経済に大きな役割を果たしているのだから、積極的な対応を要望しておく。

## 日産車体の移転にかかわる雇用、下請、跡地対策について

**【三木】** 先日の記者会見で日産車体の京都工場の工場長が、来年3月の工場閉鎖へ向けての合理化の現状を説明している。1500人の従業員の内、10月までに約160人が湘南工場に移動、約30人の定年退職、約160人が斡旋就職、あるいは自らの再就職を決めて合計190人が退職。現在の従業員は約1150人と発表された。三次面談では487人が退職を希望されたと聞かすが、現在、4次面談で最終確認をしている段階という。京都に残れるのは、マイクロバスの生産部門の別会社約180人、その販売をする営業部門の社員約50人。

跡地も工場の北側13万平米を工業用地、社宅や寮のある開町の敷地約5万平米は、住宅供給用として行政と連携し購入先を探すとしているが、周辺住民とは「行政を窓口としており、住民と直接話す予定はない」と表明している。

そこで聞かすが、本府での日産車体対策連絡協議会は、この状況下で、そこで働く人や家族の不安、地域住民の要望にどう応えるのか明らかにして下さい。

2つ目に、日産自動車のゴーン社長が、リバイバルプランは予想より早く進んでいる。来年3月の純利益は赤字から一変、過去10年で最高の2500億円になると発表している。まさに弱肉強食だ。大企業の社会的責務をどう果たさせるのか、考えを聞く。

3点目に跡地の問題だが、地元自治体や、住民も参加するまちづくり協議会の設置を日本共産党議員団は提案したが、この問題についてどう検討したか明らかにしてほしい。

**【商工部長】** 地元の推進対策協議会を窓口にし、主に雇用、下請対策、跡地対策について日産側に要請をしている。雇用は府民労働部に尋ねてほしいが、府民労働部と歩調を合わせて雇用対策についても対応している。下請についても来年四月以降のマイクロバス関係の発注についてもできるだけ配慮するよう要請している。跡地についても「日産車体対策連絡協議会」で今後も情報をキャッチしながら、地元の宇治市の要望も聞きながら有効な跡地活用ができるよう日産側に要請して行きたい。

商店街についても、今年度の「京のにぎわい創出事業」で、開町商店街などに対しての支援を行っている。

**【三木】**

日産車体だが、府民労働部とも提携してやってもらわなければならないが、問題なのは大企業の社会的責任をどう果たさせるのが大切。リバイバルプランが進み、過去10年間で最高の利益を上げるということを新聞発表している。これは、言えば労働者の首を切り、地域を破壊しその利益でみずからは肥え太るというとんでもない話だ。大企業の社会的責任について本府としてどのように追及するのかもう一度答弁を。

**【商工部長】** 日産側も地元の意見を十分聞きながら、雇用や跡地問題、下請問題に対応していくという考え方です。

**島田けい子** (日本共産党、右京区) 2000. 11. 6

**島津五条工場跡地への巨大商業施設の設置計画。京都府は影響を調査し、地域の商業と環境を守るため、必要な対策を取れ。**

**【島田】**

島津五条工場跡地を含む大型商業施設問題についてです。7月25日、島津による京都市まちづくり条例に基づく「住民説明会」が行われた。私も参加したが、反対の声、危惧の声がたくさん寄せられました。予定地裏には保育所もあり、子どもたちが交通事故にあつたらどうするのかという質問に、島津側は「推論だ」「事故がおこっても責任は

取らない」と発言、参加者から大変な怒りを買っていた。

その後京都市には、68団体を含む1057通の意見書が提出された。地元商店街をはじめとして、商店街振興組合連合会、京都商店連盟、京都市小売商総連合会、京都府中小企業団体中央会、そして、自治連合会などたくさん出された意見書の中には、島津の計画について、地域商業、商店街などの振興発展に逆行するもの、地域経済を疲弊させるものだ、それから、新たな雇用より、近隣商店街の壊滅的な打撃による影響のほうが大きく、新たな雇用につながらないとか、また、跡地利用の活用については商業施設だけでなく、公園や住宅、公共施設など良好な住環境が整備できるような計画になるようになど、たくさん意見が出されている。地元からも、五条通りの渋滞問題、生活道路まで車があふれており、交通環境や環境汚染の悪化、青少年非行の問題なども不安が出されている。

10月18日には、島津が、当初の基本構想通りに計画を進めるとの見解書を発表した。京都市による勧告、発表を待たずして立地法による届出を行う構えさえ見せていることは重大だ。

質問の第一は、京都市の条例さえ無視して強引に計画を進めるこのような島津の姿勢をどう考えるか。市長は1日の記者会見で、この島津側の見解書について遺憾の意を表明し、「条例をなきがごとく扱うのは民主主義の根底から崩れる」と企業の社会的責任を指摘する発言をしました。また、「このまま大規模の計画では認めるわけにはいかない」と発言したが、こうした動きを受けた本府の見解はどうか。

9月議会で府としても重要な案件であるので、京都市とも情報交換を密にして、十分注視したいと知事が答弁した。その事も含めまして、どのような支援を京都市に対して行っていくのか聞く。

**【商工部長】** 重要案件と考えるが、この問題は独立権限を有する京都市において「まちづくり条例」で審議されているので、その状況を注視してと考える。

**【島田】**

九月議会の答弁の範囲を出ていない。

京都市が記者会見でこのように述べるなど動きがあるのだから、連絡を取っているはず。京都市長は記者会見で威勢の良いことをいっても、具体的には島津に側に申し入れをするなどはしていないと聞いている。私は重要課題という位置付けならば、京都市とともに、島津、設置者側に申し入れを行うべきだと思うがどうか。これは五条通りの問題も含め京都市内だけの問題ではない。府下全体のまちづくりの問題にかかわるのだから、明確な姿勢を示し発言をすべきだ。三菱の跡地の開発問題もあり、全国注視の的です。京都市京都府がどういう対策をとっていくのか、決意をうかがう。

**【商工部長】** 京都市は独立の権限をもつ自治体。そこで現在、まちづくり条例に基づく審査が行われている。それに十分関心を持ち注視していくのが京都府の立場。

**【島田】**

島津問題で決意を聞く。

島津への申し入れの件は要望しておきます。

**【商工部長】** 現在京都市において審査中であり、十分注視してまいりたい。

## 野田川町でも出店計画が 届出待ちにならず、影響を調査し対策を講じよ

**【島田】**

2つ目には、府下でも大型店の出店計画です。野田川町の石川の176号線沿いに農地9万平米を借り上げて、売場面積1万8千平米の大型店の進出が計画されている。地

元、協同組合加悦ショッピングセンターが出店反対の陳情書を議会に提出された。町長は今の立地法では企業進出は拒めないという発言をされ、大変板挟みになって苦しんでおられると思う。この問題の動きと京都府としてどのような支援をするのかを聞きたい。

**【商工観光課長】** 野田川町の件は地元振興局で聞いているだろうが、大規模店舗立地審議会への具体的な手続きまでいたっていないので承知していない。

#### **【島田】**

野田川の例はつかんでいないということだが、新聞でも報道されているのだから、すぐさま調査をすべきことだ。届出がされる前後にわたって影響調査をするつもりがあるかどうかも含めて答えを。

**【商工部長】** 野田川町の件は、福井県からの業者の進出の計画があることは十分把握をしているが、現在まだ法等のステージに上がっていないということ。

#### **【島田】**

このあと具体的事例で企業から届出がされ、それに対し京都府が判断し、市町村への支援なり、勧告なりすることになる。これは大型店による影響をしっかりとつかんでいないと、適切な支援も、勧告もできないと考える。重ねて、両院における付帯決議も踏まえて、影響を把握する、実態調査を行うというところまで、京都府の役割を果たしてもらうことを求めます。

## **新大店法の制定を国に求めよ**

### **大店立地審議会には、業者、消費者、地元代表を入れるべき**

#### **【島田】**

私どもが、質問をすると、府は庁内に設置したまちづくり連絡協議会や、大規模小売店舗立地協議会を活用して市町村とも十分連携してと言ってきた。これらの審議会の開催状況や、どういう効果が上がりどのように機能しているのか。

**【商工部長】** まちづくり協議会は、商店街との調和等を図るということで、まちづくりについての色々な情報を市町村に情報提供を行っている。

**【商工観光課長】** 大規模小売店舗立地審議会は6月初めに第1回を開催し、法の趣旨等を論議。届出案件がなく具体的な審議は行っていない。

#### **【島田】**

島津の例でも、野田川の例でも、まちづくり三法がこれまで以上に実効があがると本府は言いつづけてきたが、それが間違いだったことを図らずも証明した。私どもは、大型店の出店を許可制にする、自治体独自の規制を可能にする、実効性のある審議会にしていくことを含めて新しい法律が必要であると考え、提案もしてきた。ぜひ国に要望すべきだと考える。

その立場に立ちながら、法改正までの間に可能な限り自治体の努力が求められている。大店立地法に関する衆議院、参議院両院の委員会での付帯決議では住民参加の道を十分確保すること、また大型店立地による影響把握に係る情報を住民に分かりやすく開示することなどが明確に決議されている。そこで影響が大きく広範囲に及ぶ場合がほとんどですから、市町村の範囲を超えた影響調査を京都府がきちっと行う、それを情報提供していく仕組みがまちづくりの観点からも必要だし、市町村のまちづくり条例を支援する、都市計画のあり方を支援するためにも必要だと思う。改めて本府がこうした立場に立った条例、要綱を作成していく必要があると考えるが、準備をしているか聞きたい。

大店立地審議会についてだが、まだ届出がないので審査をしていないということだが、

企業側は着々と準備をしているのだから、届出があつてからでは遅いのではないか。また、審議会は九名の委員だが、大学の先生を中心に行われているが、私はこの審議会の委員に商工会代表、消費者代表、住民代表、自治体代表を加えたものにするべきと考えますがどうか。

**【商工部長】** 審議会メンバーは、今回の大店立地法は環境問題、交通問題などについて審議するのが主旨。その専門家とかつ経済的学者で構成しており、ベストと考える。

**【島田】**

地方分権というが、住民参加・情報公開も大きな流れ。審議会の問題で学識経験者がいると言ったが、環境問題ではそこで暮らす人たちの声が反映されなければ、住民参加といえない。新たな法律の下でも、声を生かす手だてに、消費者代表や商工会代表にまちに住む人たちを代表として加えることが必要だ。要望しておく。

## **高橋進（日本共産党、山科区）2000. 11. 6**

### **2 信金事業譲渡問題**

#### **RCC送りの実態、府としてつかみ、1人も犠牲者出さない対策を**

**【高橋】**

2信金の対策で京都府を中心に相談窓口の設置が行われているが、これまでの相談件数の状況、RCC送りになっていたようなものが、相談し改善をし救済したという事例があれば聞きたい。

**【商工部長】** 相談の中で、個別に状況聞き、RCC行きを通告されたが、他の金融機関で肩代わりをしてもらったという事例も出てきているやに聞いている。

**【商工振興課長】** 相談窓口での件数は、520件。

**【高橋】**

山本委員も言ったが、対策会議を財務局も含めてやり、相談の件数も多いが、具体的な対策をやる上で、未だに行政も、近畿財務局もわからないと言っている。同じテーブルについて2信金とも会議をやってきたのだから、全貌をつかんだ上で抜本的に行政が対策示さなければ、12月の中頃にRCC送りが決定され、来年早々に譲渡なのだから、言わないからではなく、言わせるというぐらいの姿勢が必要だと要望する。

先日、日本共産党が各大臣に申し入れた時、通産大臣が「RCC送りだから、単純にだめですよという扱いを政府系金融機関ではしませんから、困ったらどんどん相談に来て下さい」と述べている。そうならば、京都府の制度融資、京都市も含め、そこまで踏み込んだ対応をやるべきではないか。国でさえこう言っているのだから、地元京都そのものなのだから、そこまで踏み込んだ対策をぜひやる必要がある。

そのためにも、関係をしている人の全貌をつかまないと、誰がその対象になのかかわからないという状況では効果的な対策にならない。行政の守秘義務の範囲でつかんだ上で、行政としての確に「救いの手はあるよ」と伝える必要がある。至急関係の会議を開催して徹底を図っていく必要がある。

マル小の融資枠を1000万円までの拡大が必要だというご意見があったが、年末を控えて、あらためて京都府が支援用の制度については突っ込んだ対策をやっていく必要があるし、決意を聞きたい。

**【商工部長】** 信用金庫の件については、私どもとしても精一杯努力してまいりたい。

### **減少する民宿利用者、宮津・舞鶴の観光客**

## 漁業や自然を活かした観光対策、地域経済興しに援助を

### 【高橋】

観光の統計を見ていると、弥栄町のあじわいの郷や加悦町など、入り込み客数が大幅に増えているところもあるが、舞鶴市や宮津市などは逆に減っている。観光消費額も減っている。全体としても、民宿が大幅に減っている。そういう中で、蒲入漁協で加工センターを作り新しい商品開発をし商業化しているとか、舞鶴市の野原で製氷機を作ってそれを観光や商品作りに活かすという地域ぐるみの取り組みが一定進んでいる。そういう所への支援を通じて、観光事業も発展させる、地域経済も起こしていくという施策が必要だが、商工部としてどのような援助をしてきたのかを聞きたい。又、民宿対策を聞きたい。

**【商工部長】** 観光は、今年の6月に広域観光キャンペーン協議会を今までの2つの組織を合併してつくり、特に特典付きのガイドブックを配ったり、旅行エージェンシーへのPRを進めている。

最近の傾向として設備の良い旅館などを観光客が求めるが、民宿なりの良さがあるので、この協議会でもPRしている。今後とも魅力ある民宿づくりを進めたいと思う。

### 【高橋】

市内小学校の修学旅行は三重県の方等よそにはいくが、京都にはほとんど行っていない。例えば丹後の修学旅行コースを作るべきだということを以前にも提案したことがあるが、商工の施策としてそういう方向を打ち出していく必要があると思う。民宿だが、大宮町に厚生年金保険センターができたしかに1万人宿泊客が増えているが、民宿は5分の1に減っている。宮津市ではロイヤルホテルができ、かつて旅館でやっていた結婚式などが、ほとんどロイヤルホテルに行ってしまうと、仕事がないという事態も起こっている。近代的な施設がと、先ほど言われたが、地元の既存の民宿や旅館を具体的に支援する方策を進める必要がある。海づくり大会の行祭展示で、紹介されてきたのですから、それらを活かす施策を総合的に展開していただくよう要望する。

## 機械金属加工業への指導体制の一層の強化を

### 【高橋】

織物指導所に、機械金属センターを併設されたが、以前から、北部の精密機械関係で充実した検査機器の配置、指導体制を強化すべきとやってきた。この秋に3次元測定器が設置され、地元では喜ばれているということだが、コンピューター制御の機械が増えており、コンピューターの技術指導をできる人がいないという状況があり、配置してほしいという地元の声があるがどうか。

**【商工部長】** 織物・機械金属センターには、今年度、3次元測定器を入れるなど設備の更新、充実を進めたが、この他、丹後機械工業組合に中小企業総合事業団から中小企業振興公社を通じての授与ではあるが、コンピューターを使った工作機械も入れて、設備の充実に努めております。コンピューターの指導についても中小企業総合センターの職員や専門的なアドバイザーも活用する仕組みになっています。

### 【高橋】

織指の後だが、直接現場に行って指導が受けられるようにしてほしい。個人の事業所ならば巡回とまでは行かなくても必要なときに、来ていただいて指導ができるような方向を検討してほしい。

また、峰山高校のシステム課にはかなり最新鋭の機器が設置されているが、実習時間が少ないために学校の授業としても十分なことになっていない。卒業した人が、すぐに役立つまでの学習ができていない。一方でそれだけの設備を持っているのだから、例えば夜間に地元の人たちが活用できるような方向で打開ができないか。教育委員会との関

係はあるが、地元の要望に応じて検討してほしいと要望しておく。

## ● 他会派の質問

### 水口洋（公明・府民、中京区）2000. 11. 6

企業誘致対策、特に北部中核工業団地の誘致対策。関西対日投資促進協議会の事業内容と成果。外資系企業の位置付け。

**【商工部長】** 北部中核工業団地は北部の大事な立地場所と認識し、誘致活動をする場合は必ずPRしている。市町村が加入している企業誘致連絡会議とも協力し市町村の保有すると地についても十分PRしている。

関西対日投資促進協議会は、近畿の自治体、関経連合、商工会議所が加入し海外企業の誘致情報を交換しており、その情報を基に、海外企業の誘致を進めている。外資系の企業の誘致は大切な課題と認識。

**【産業推進課長】** 昭和57年から企業誘致を始め、平成11年10月末までに113企業の誘致。昨年度は新規に13企業が新規創業を開始した。

**【水口】** 外資系企業の本社誘致は、京都が9社で、大阪186、兵庫74、愛知36。工業誘致は、京都が6工場で、大阪27、兵庫47、滋賀23という状況。誘致には情報提供必要。どう取り組んだのか。

**【商工部長】** 研究開発施設の存在をアピール。今後も行う。

**【水口】** 海外駐在員事務所など海外企業誘致について。

**【商工部長】** アメリカの駐在員事務所は、ハイテク関係でつながり大きいので残した。英語のホームページは今年度中に立ちあげる。

### 工藤香代子（民主・府連、城陽市）2000. 11. 6

2信金にかかわる倒産件数、府経済、府財政への影響。不良債権の規模。

**【商工部長】** 倒産は民間資料で、6件400億円の負債。まだ大きな企業への影響はないが今後注視する。RCCへの通告債権は、信金が発表していない。相談窓口で具体的事案についてうかがい、個別に対応する。

**【工藤】** 国との連携強化がどう図られているのか。RCC行きの実態は、あるていどは掌握していると思うがどうか。

**【商工部長】** 預金保険機構に対し繰り返し支援を求めている。十月末には、京都市とともに、国、預金保険機構、整理回収機構に申し入れた。RCCには、円滑な資金供給がストップすることないよう万全の手はずをとってほしいと要請。RCCは、具体的に個々の話しを十分に聞いてそれに合った形で対応したいと回答。

信用保証は、今後とも一件一件審査をし、可能なものには保証をする考え方。円滑な資金供給につとめる。

RCCへの資産移管は、12月中旬にきりわけが確定する。

**【工藤】** 伝統産業、和装産業にも影響ある、新商品開発の取り組みへの支援は、

和装産業の影響は府財政の根幹を揺るがす。資金ショートへの対処は、

みやこ信金職員のサラ金への就職が報道されているが、うがった見方をすれば、顔見知りの職員とのつながりから、RCCにまわされた業者の内相当程度がサラ金の融資から抜け出せなくなる事も予想される。再編に基づく失業問題と誤った処置から生じる新たな構造問題への京都府の指導はどうか。

**【商工部長】** 和装については今年7月に新たな融資を創設し、信用保証についても一件一件審査をし、できるものについては対応する。

サラ金についてだが、RCCにまわされた中小企業についても資金のショートがおこら

ないようできるだけ実態を聞きながら回収に努めてほしいと RCC に要請し、できるだけ趣旨に沿って対応しているとのことで、注視していく。

【**工藤**】 京都コンベンションビューローの取り組み状況は。

【**商工部長**】 ホテルなどのコンベンションレートの設定、準備資金の融資などを活用し誘致している。11件900人が「学研」での会議に参加した。

【**観光商業課長**】 国際会議の開催は、近年200弱で推移。1990年184件、1999年度181件5万人が参加。

### **近藤永太郎（自民党、西京区）2000. 11. 6**

事業譲渡は、京都経済の安定と活性化に大きな効果があると思っている。中信の理事長の「地域経済の安定化のため」「南部地域の発展のため」という発言をよく目にする。中信への支援、指導の状況は。

資金の借り手保護の視点が強かったが、借り手だけでなく貸し手保護の視点がこれまで弱かったと思うがどうか。

【**商工部長**】 中信が即座に受け皿になったことは不幸中の幸い。他府県の例では受け皿が決まらず資産が劣化し、さらに大きな被害が広がった例もあり、そういう点では、一歩踏みとどまったという認識を持っている。しかし、中小企業にとっては大変厳しい状況であり、京都市、国と一緒に、中信に対しできるだけ中小企業の融資を引き継ぐようにくり返し要請してきたし、預金保険機構の具体的資金援助についても、具体的に指摘しながらそれを引き出すという努力をしてきた。RCCについても中小企業の実態に合った形での回収に努めるよう要請し、その事で努力するという回答を得ている。

### **山本正（民主・府連、宇治市・久御山町）2000. 11. 6**

部長は答弁で、RCC 送りの実態は把握していない、あるいは通告を受けていないとのこと。先の答弁で、RCC は「万全の態勢で個々に合った形で対応していく」と、実状に合った回収を要請された際に、そのように答えたというが、実際大蔵省が行っているように、近畿財務局とか地方公共団体と連携して連絡会議を開くように指導しているながら、RCC の件数とか内容が、明らかにせよとは言いませんが、府の方に入っていない、或いは言わないということは、守秘義務があつて言えないという物であっても、京都の地域経済にとっては必要な資料ではないか。なぜならば、万全の態勢でRCC はやるといっても、元の調査の内容が分からなければ、実情に応じたことをやっているかどうか府として監視や指導ができないのではないか。

会議所や商工会の相談制度、宇治市や久御山町、振興局にも相談制度がある。頑張っているが、中小企業診断士、法律的資格を持った人など、相談したことに応じられる体制があるのか。

相談制度の実施要綱、フロー図などはないのか。相談窓口の対応がまばらとはならない。

2信金だけからしか融資を受けていない業者が多く、他に行ったら断られ困っている。3信金だけに働きかけるのでは事足りない。京都銀行などにも京都府が働きかけを行っておかなければならないが、取り組みの状況は。

新しい中小企業基本法の下でも京都府は、まじめに取り組み少しでも自立の可能性を持つものには、できるかぎりやってもらうよう色々なところに働きかけているというが、具体的な例は。

融資のあり方だが、保証協会が大阪に比べて京都は厳格すぎて困ると、代表質問でしたが、この問題などで倒産の心配されておられる中小零細企業がたくさんおられるのだが、常々そういう人にも親切的扱い・・・とか色々なことをおっしゃるが、具体的なもの

があれば答弁を。

**【商工部長】** RCCの切り分けについては、信金より発表されていない。個別に色々話しを聞きながら、木目細かく対応している。相談体制だが、非常に専門的な知識が必要で、九月議会で、商工会議所等に金融機関のOB経験者、公認会計士、弁護士にお願いし、専門的な体制を取ったところ。九月に経営指導員等、相談に対応する職員を集め研修会を行い、RCCからも講師をまねき実際に即した形での講義をした。連絡会議なども、事務レベルの会議を頻繁に行いながら、対応の疎密がないように努めている。

一行取り引きについては、他の信金、銀行の協力は大切なので、先月末に申し入れを行ったときには、京都銀行協会、京都信用金庫協会へも協力方申し入れを行っており、私ども把握している中でも、肩代わりする等の動きも出てきていると考えている。

自立しようと頑張っている中小企業への支援だが、現在、経営革新法等もできておりまして、これについて鋭意私どもも支援をしているところ。

保証協会は、厳格すぎるという話があったが、信金問題でも担保を保証協会なりに見直して、実際はだめだったものをもう一回保証するという努力もしているところ。件数などは把握していないが、できるだけ信金問題、不況問題では一件一件審査をして保証をしていくという姿勢は変わっていない。

**【山本】** 相談制度については、推移を見ておりに触れ追及、質問をしていきたい。

連絡会議とか、地方公共団体などいろんな事をおっしゃっているが、RCCの内容や実態が明らかでないのに、どのように指導していくのか。連絡会議の持つ意味は何なのか。RCCの性格が複雑なのは承知しているが、京都府とやはりその辺の実態については、実状を求められることが必要ではないか。相手から言うはずはないし、どう考えるか。

RCCにそういう実状、せめて件数を言える内容があつてこそ連絡会議だし、京都の地域経済に責任を持って税を投入してまで対策をしようとしているのにかかわらず、事の性格だけのことだけでこと済まないという実状の中で、府からしてRCCに要望する意思があるのか。

**【商工部長】** RCCの問題は非常に微妙な問題を含んでいる。もちろん実態につきましてはできるだけつかむ努力はしているが、数値等が関係している信金の方で発表されない以上、私どもの方からつかむことはできないと思っている。できるだけ実態についてはつかむような努力をしまいたい。

**【山本】** 要望しておくが、ここのところが、事業者を救えるのか救えないのか、一番あいまいにしてはいけないところ。守秘義務とか事の性格は、私は何回もそういう事だろうと、それを踏み込んでまでもどのように連絡会議だとか、近畿財務局を通じて国の支援を得ていこうか、京都府の税をどのように投入していこうかという、大きな課題の一つ。府としても明確に事の性格の是非というものはあるけれども、件数や中身についてはあくまでも求めていってほしい。

## **村田正治（自民党、宇治市久御山町）2000. 11. 6**

RCC送りは2%とすることも聞いているが、大変な混乱が地元でおこっている。これからも二信金と保証協会との話し合いをまだまだ持ってもらいたいし、京都府の英断に期待し要望しておきたい。

京都府の小企業特別融資制度について聞く。大変厳しい中で、小企業でも無担保無保証人でしかも非課税でも融資が受けられるという、京都府小企業融資制度の果たす役割は大きいと思っている。11年度714軒という数字が出ているが、この際さらに有効活用されますよう、融資限度額450万円となっておりますが、幅を1000万近くに広げる考えはあるかお聞きしたい。

**【商工部長】** マル小だが平成8年にこれに変わる、あるいはレベルアップした制度として新マル小を設置。限度額が一千万円。不況の緊急対策で、所得割の法人税等の納税が必要だったが、三年間の内一度でも黒字があれば利用可と制度改善している。私どもとしては新マル小を積極的にPRしたい。

### **坂根康史（公明党、伏見区）2000. 11. 6**

中小企業経営強化対策の現状と課題。

ホームページを利用した京都の商店街の状況。

京都市の南部集積地域はインフラの整備もやっと見通しがついたが、南部への企業本社機能誘致の現状と対策。

**【商工部長】** 不況の中で経営対策は大事だが、既存の考えにとられない新しい方向が必要。最たるものがITだ。中小企業にとってもチャンスになる。経営革新などについて力を入れたい。特に大事なことは、中小零細企業を含め、こういうビジネスチャンスに挑戦できるサポートをしていくこと。色々な課題が身近に感じられるようなサポート、技術などについて情報提供してゆきたい。

企業誘致はITバザール構想を進めているが、工場だけでなく、本社とか研究機関、IT関係の企業を集中的に誘致を進めていきたいので取り組みを強めている。

### **【観光商工課長】**

大規模店に対抗するには身の回りの顧客を大切にすることも大切だが、ITなどを使得って全国に顧客を広げることも大事。商店街全体でHPを進めている所もあるし、四条商店街ではデビットカードシステムも展開しており、これはビジネス特許も申請している。その他、各商店街でポイントカードの改善等で商店の活性化を進める取り組みをいくつかの商店街で進めており、そこに補助金等を出し支援を進めている。

下請取り引きの改善については、親企業との懇談会を開催したり、中小企業振興公社を窓口にして受注斡旋をするなどしており、今後も続ける。

### **小巻實司（自民党、下京区）2000. 11. 6**

設備屋を経営している。中小零細企業を代表しての質問になる。2信金の問題だが、融資をしてもらったことになったら銀行はすぐに保証協会の保証を言うてくる。これまでみやこ信金などでは、手形貸付で単名で融資が受けられていたが、京都銀行などに話しを持っていくと、すぐに保証協会の保証をつけてくれという。

中小企業は保証協会の枠が限られていた、資金繰りが本当大変なんです。京都でまともについているのはIT産業ぐらいですね。今も議員先生からも、伝統産業、和装産業が大変苦しいのやという話をされておられます。もちろん和装・伝統産業苦しいと思うんですが、和装産業伝統産業は、私が行って言いのか悪いのかわからないが、良いときがあったんです。それがあかんからなんとかいうのは、これ虫が好すぎると思うんです。私、和装産業のひとで、呉服を一生懸命やっておってつぶれたところはないと思うのです。バブルのときにみんな他の物に手を出してあかん様になったから何とかしてほしいという。

よくうちの仲間からも聞くが、呉服屋の社長で、言っちゃ悪いのかしらんけど、そこそこやっている方は、二号さん置いてはらへん人はいなかった。みんないた。祇園いってみなはれ、どないな飲みしたはったか。そんな所へ、あかんからなんとかせい、何とかせいという。もっと、一般的に我々設備業者などということにも援助する方法を考えてほしい。そして保証協会の枠をもっと幅を広くしてほしい。

うちの石田先生も経理してはって、痛切に感じてはると思う。この会社もってこ入れしてやったら、この会社生きるんやけれどなど、悲しい事ながら、保証協会に持つ

ていたら協会ではこれ以上かせんという。これが現状だ。考えを聞く。

**【商工部長】** 保証協会は信用保険法で決められている限度を超えて保証はできない。国で枠の拡大を検討していると聞かすが、そうなれば対応したい。

和装中心でやっているわけではないが、京都の中で大変影響があるということで目立つと思うが、決して他の産業について必要ないということはまったくない。今後も信用保証、制度融資を活用し対応したい。

**【小巻】** 保証協会の枠は5000万だが、企業の資本金に対応するわけで、一律に保証されるわけではない。一番苦しいときに助けてもらえればなんとか商売もなるので、切実でありお願いしたい。

#### **北岡千はる（民主、府連）2000. 11. 6**

中小企業技術支援事業、起業家育成事業について。 答弁略

#### **林田洋（自民党、上京区）2000. 11. 6**

伝統産業をどう守るか。制度融資の代位弁済の状況は。

**【商工部長】** 職人対策重要。仕事づくりと需要振興、新しい商品開発などに引き続き力を入れる。

**【商工振興課長】** 代位弁済の12年度9月末の保証協会で、1366件118億円。

#### **佐藤宏（公明党、右京区）2000. 11. 6**

2信金の問題。中信を受け皿として評価する。中信との連携を更に密に。

ITバザール構想のイメージわからない。どういうイメージなのか。新府総を待つまでもなくIT対応の計画を作る専門分野の計画作りが必要ではないか。

デジタルアーカイブやTLOなどのシステム作りの状況について

**【商工部長】** 中信理事長に繰り返し要請しているが、融資の引き継ぎ、年末対策引き続き要請する。

ITは京都の産業の柱になる。IT関連の企業を内外から、本社、工場、研究所を誘致する、ベンチャー企業を育成する、京都ならではのIT産業育成のため産学官での連携を強める。特に携帯産業についての研究会を立ちあげている。既存の中小企業にも、ITでビジネスチャンスを広げるために援助する。

## **決算特別委員会農林水産部書面審査**

#### **新井進（日本共産党、北区）2000. 11. 9**

不採算部門の切り捨てで、農民と組合員の利益も切り捨て！

### **J A 京都南丹の合併認めた京都府の責任は大きい**

**団結権侵害の労働組合つぶしの実態も示し追及**

#### **【新井】**

農協合併の問題だが、8月1日に京都南丹農協がスタートした。この合併は、全国的にもまれな合併方式ということで注目されている。そこで聞かすが、新聞報道では、今年2月21日に合併の予備契約や合併経営計画書に調印をし、3月26日に合併に参加する9農協がいっせいに臨時総会を開いて承認したということになっている。2月21日の調印式には、京都府の理事者も立ち会っていたと思うが、この日にすべての農協組合

長や町長が出席して行われていたのかを確認したい。

2つ目に今回の合併は、農協法の第65条以下の条文に基づいて合併していると思うが、法的根拠については、その通りと考えて良いか。

3つ目に、この法に基づいた合併ならば、68条で合併によって設立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務を承継するとなっているが、これが今守られていると京都府は判断しているのか聞きたい。

**【農林水産部長】** 調印式には全員出席したと聞いている。

解散する組合と従業員との雇用契約などについては、合併に際し従業員間に別段の合意がなされない限り、原則として合併組合に引き継がれることになっている。

しかし、J A京都南丹は合併に際し、新たに就業規則を定め、労働基準監督署に届出がなされたと聞く。

合併に際し、組合の組織体制をどうするかは、各参加かJ Aで検討し、決定されるものですが、

**(新井=質問と違う！)**

J A京都南丹における体制は、労働条件を含め、各合併参加J Aで組織された合併推進協議会や設立委員会で十分議論されたと理解している。

**【新井】**

農協問題は、質問と答弁がかみ合っていない。

応えていただいた関係でいえば、2月21日の調印式は、全員出席されたというが、出席した理事者がいるのだから調べて下さい。

事実はそうでなかったと私は聞いている。その後の措置がされたのだと思う。これは改めて調べた上で結果の返事をもらいたい。

もうひとつは、68条で承継するわけだが、問題はたくさん残っている。たとえばひとつは労働者の勤続については今度の南丹農協の就業規則を見れば、退職給与は被合併組織の勤務期間は通算しないとなっている。8月1日のゼロから始まるということになっている。これでは、合併ではなく、2信金の事業譲渡と同じで一旦解雇、新規採用との扱いとなっている。ただ矛盾がある。有給休暇は継続するとなっている。このように承継されているのならば、当然勤続年数も承継されるべきだと思うが、この点は掌握されているのか。考えがあったら聞きたい。

もうひとつは、直接的ではないが、南丹農協で職員会が作られた。ところが職員会の加入を促進するにあたって、労働組合との二重加盟を認めないということでやられた。これは明らかに労働組合法違反だ。団結権の侵害という事実だ。

この事態をつかんでいるのか。このような事例があれば、京都府としてどうするのか、聞きたい。

もうひとつは、権利義務をすべて引き継ぐことになるのだが、実際には、合併まえに不採算部門はすべて切り捨てられた。何がおこったか。職員については100人削減され、営農部門が大幅に切り捨てられ、例えば美山町の場合は1カ所認めたが、各町にひとつしか支店を認めないとなった。

その結果、すべての支所が事実上廃止された。ガソリンスタンドや現金の自動支払機が地域からなくなってしまうという事態が起こっている。瑞穂町の農協で地元の女性会も協力しやっていた大豆を利用した加工事業が、8月1日に廃止された。府が補助金を出してきた育苗センターも廃止だ。美山町や京北町で、介護保険に対応して取り組んでいるホームヘルプサービス事業も廃止をし、利用者が混乱する事態も起こっている。

こういう事態を見れば、今までの合併と違い、今回の合併は合併以前に不採算部門を切り捨てるというやり方だ。本来組合員の利益を守るべき農協で、組合員の利益が採算に合わないとして切り捨てられたわけだ。こういう合併方針を京都府として認められたのか。

こういうやり方は、良いと判断されたのか聞きたい。

**【農林水産部長】** 全員出席かどうかは調査し、委員長と相談し回答する。

施設の廃止切り捨ては、いずれも各JAで承認されて実施されたもので、行政としてこの点についてとやかく言えない。

**【農政課長】** JAの合併手続きについては、中央会とも連携し指導にあたってきたが、手続きについては適正に行われていると考える。

一部支店などの統廃合、町への移管があったのは事実だが、これらも基本的には、それぞれの組合なり、地域の話し合いの中で決められたと理解している。

ヘルパー制度は現在議論がされていると聞く。

退職金は、包括承継ということで法律上68条で確かにそうなっているし、解散組合と従業員の関係は、基本的に継承されることになる。

しかし、事前に労働組合と従業員の間、協同組合と傘下の労働組合の間で、別段の合意がなされていけば、それは認められると思う。

実際の労働組合の所管は、それぞれの機関が対応することになると考える。

**【新井】**

納得できない。確かにJAの総代会で承認され合併された。ただ、京都府の役割がある。京都府は農協法に基づいて農協に対する指導をするという責任を持っている。

農協法の第1条で、はっきり書かれているのは、農民の協同組織である農協を発達させて、農業生産力の向上と、農民の社会的、経済的地位を高めるのだということだ。今、現実に支所が廃止され、今まで取り組んで来た事業活動が廃止され、過疎地域に住んでいる農協組合員の利益が損なわれているわけだ。このような事を、「勝手にやらはったんやから、いいんだ」とはならない。

この点は、京都府自身の指導がどうであったのか聞きたい。

もうひとつは退職金問題については包括承継であれば基本的に継続されるが、農協と従業員なり、労働組合の合意がされれば認められると言われたが、そうならば、そういう話し合いの場が実際に持たれ、そういう合意がされたかつかんでおられるのかを聞く。

これは労働組合法上の問題で、いわゆる「よその部局で対応すべき事」というなら、現実に労働基準法違反が起こっていたら、この合併を認めてきた京都府の指導責任はどこで取られるのか。農政課が問われるのではないか。この点についても、今の時点で聞きたい。

**【農政課長】**

支所の廃止に関連する府の指導は、農協合併という非常に大きい取り組みの中、実際に農協を支えているのは当然組合員さんであり、地域の中で十分話し合いがなされ、その中で取り組みが進められるのが基本。南丹においても事前に合併推進協議会が作られ、その中で十分議論がされる様お願いし、中央会からもそういう話がされたと理解しており、その結果としての今の現状だと理解している。

包括承継については一般論を言った。確かに法律に書かれているが、ただ、全てが承継されるのでは必ずしもないと一般的な解釈が存在すると私どもも聞いているのでそう答えた。

今回の中でも、私どものほうとしては、先ほどの支店問題も含め、地域の中で関係の単位農協が合意の下で進められており、その中での議論の結果と理解している。

**【新井】**

農協合併問題は、農家自身が自分達で判断する、組合員自身が判断するということはその通りだ。しかし、実際にその事をやろうとしたら、徹底した民主的な討論が前提だ。しかし、率直に言って今度の合併問題は色々な経過があって必ずしも末端のところでは全体が合意しきったわけではないのは、美山町の例を含めご承知と思う。そういう意味

では今のやり方で地元合意がされたからと、農協単位まかせだと、京都府の指導責任を棚上げするのは無責任だと私は思う。

今度の合併で農協が生き残っても、結局地域の農家にとっては、農協がなくなったのと同じ事態が現実には起こっている。そういう意味で今後の運営でも検討してほしい。

もう一点は、退職金問題だが、これは団結権への侵害も含め労働組合がつぶされたんですよ。もう一方で退職金の勤続については継承しないという就業規則を作ったんですよ。労働組合をつぶしておいて、一方でこういう規則を作れば、どこで労働者は合意できるんだ。こんなやり方は、認めるべきではない。今後適切な指導を求めて終わる。

## 林業労働者の退職共済掛け金への助成、労務単価の引き上げを

### 【新井】

林業労働者対策の関係で聞く。ひとつは労災保険の掛け金の問題だ。林業労働者の掛け金は、千分の134となっており、賃金の1割以上と非常に高い状況で、多くの団体、関係者から、引き下げを求める要望が出ていると思う。この引き下げについて、労働省で来年の4月に向け、改訂中と聞くがその状況をつかんでいければ聞きたい。

もうひとつは、全国では32の都道府県で、何らかの助成措置がやられているが、府としても助成措置をやらないと、林業経営が大変な時だけに、結局労災保険も入らないということになりかねない。そうなれば労災被害が起これば大変なことになるので、助成措置をぜひ具体化してほしいが考えは。

もうひとつは、林業労働者の退職金制度だが、府独自の関係は積み上げられているが、現在、林業退職金制度は、30年かけて268万円。建退共が30年で496万円、中退共が中小企業の50人未満で747万円だ。あまりにも林業労働者が低い。せめて建設労働者並みに引き上げるよう、国に要望してほしい。また、その場合、掛金が上がってくるわけで、掛け金への助成も検討がある。この点、ぜひお願いしたい。

3つ目は、以前にも問題として指摘したが、林業労働者の労務単価だが、三省協定よりも低く設定されているということで改善を求めた。これは、林業関係の引き上げとあわせて、三省協定の労務単価が下がってきたこともあって、現時点では同一になっている。しかし、かつては16500円だったのが、今は14500円にと大幅に下がっている。

林業労働者は、急傾斜地や枝打ちなどの高所での作業があるのだから普通作業員でなく、特殊作業員並みの労務単価が適用できないのか。

**【林務課長】** 労災保険掛金の見直し作業がなされていると聞いているが詳細は承知していない。

労災保険掛け金への府の助成については、京都府では緑の担い手育成事業において長期安定雇用条件を作るということで社会保険、いわゆる雇用保険、健康保険、農林年金の掛け金助成をしている。労災については基本的に強制加入となっているが、他の社会保険は全員加入となっていないという状況もあり、社会保険を助成することにより、より労働条件の改善に努めることが効果的と考える。

各退職共済は中身が違っており、一概に比較できないが、京都府では独自措置をしており、全国トップクラスの制度を維持している。

作業班員の単価だが、森林作業は基本的に普通作業員の単価の使用が国から指導されている。重機の運転手など限られた作業は特殊作業の単価を採用している。

### 【新井】

労災は確かに強制加入だが、掛け金が千分の134と一割以上。今の林業の経営の実態から言えば、事業主が大変な負担となっている。賃金の1割以上を別に掛け金で払っているのだから、林業経営を守っていく角度から、景気の良いときはまだいいが、現局

面ではここへの手だてを検討してほしい。

労働省の検討状況は、ぜひつかみ、府としても働きかけをお願いする。

退職金は、府として上積みしているが、それでも手取りは3百数十万円、400万円行ったら良いところという状況だ。問題は労働日数が少ないから、国の林退共が安くなっていることだ。しかし今、通年の労働をなんとか確保しようと頑張っているわけだから、制度が実態も反映したものになるようぜひお願いしたい。

設計単価は、急傾斜地作業であるのは事実なのだから、特殊作業員並みの検討を要望する。

## **高橋進** (日本共産党、山科区) 2000. 11. 9

### **日本の農業を崩壊させる減反の押し付け、米価下落 輸入の削減、値幅制限の復活、備蓄の仕組みの改善国に求めよ** 【高橋】

10月27日に自主流通米の第4回入札が実施された。第3回に比べ平均1.3%価格が下がって、60kgあたり15858円となった。これを見て、多くの農家から「もともと生産費がもっと高くつくのに、この金額で落ちてしまうと、もう農業をやっていけない」という声が出ている。

政府が設けていた一定の値幅制限を取り払い、まさに自由な競争に任せてしまう。「豊作」と言われ、高い値をつけなかったということもあるだろうが、京都産米の価格はどうなっているのか。

こういう事態がありながら、政府は来年度の米対策として、MA米輸入量に相当する数量の作付け面積を押しつけている。全国的には101万ha、京都で9010haという膨大な量だ。先の答弁で、11年度の転作が達成されたと言われたが、このような厳しい減反が事実上押し付けられてきている。さらに、市町村単位の達成率が、今度は集落単位で達成しなければ補助対象から外してしまうというペナルティー付きで一層強化した中身となっている。もうこれ以上やっていけないというところ、何とかしようと悪戦苦闘している農家を、集落ぐるみで村八分に追い込む制度が、一層強化されているのだ。国や京都府が指導してきた、大型農業でコストを削減し外米に対抗するためにと、受委託をすすめてきた農家が、米の値下がり、更なる減反の押し付けで最も被害を受けるという結果となるではないか。

私どもは以前から国に対し、①米の値幅制限の復活 ②備蓄ルールを見直し、主食用に対応すること ③輸入米を削減すること、さらに、輸入された米は海外援助にまわすことと、来年の減反の上乗せをやめよと言うべき。

国は、達成しなければ青刈りまでやると言い、それこそ農業つぶしを絵に描いて押し付けているようなものだ。こんなやり方は、日本農業を本当に崩壊させかねない。見解を含め聞く。

【**農林水産部長**】 京都産米は入札に上場せず、滋賀県産米の入札価格を基準にし、経済連で卸売価格を決める。滋賀県産米も全体の価格動向と同一で平成12年度産米は、過去最低の水準で推移。しかし、8月の入札からは価格は横ばいであり、一応下げ止まりの基調。

国は過剰在庫による価格低落に歯止めのためにと、9月28日に、与党と生産者団体が協議し緊急米対策を決定。海外援助による持ち越し在庫の削減や特例的に政府買い入れによる米の市場隔離を実施した。これにより、米の受給バランスと価格の安定がはか

られるのではと考える。

稲作農家の所得は、平成10年度より実施されている、稲作経営安定対策のなかで、補てん金融価格の固定化や補てん金の充実などの特例措置の実施が決定された。

今後も、米については国の責任において制度が充実される様要望しているところ。

#### 【高橋】

政府の緊急総合米対策が行われ、新聞で4回目の入札で1.3%減程度にとどまり効果が上がったと言っている。一方「15000円では、米づくりはやっていけない」という声はいっぱいある。これで米問題が解決すと考えていたら、農業が採算を取れないのははっきりしている。改めて原点にかえるべきだ。

一定の対策をしたのは事実だが、片方でMAと称して買い入れを増やし、それを土台に減反を押しつけ、結局、外国のために日本農業をつぶしてしまうことになるのだから、さきほど言った件は、国に意見を言うべきと再度要望する。

### 破たんした綾部市東部観光開発計画で「中山間地直接支払制度」の対象外に綾部市を指導し、知事は「農振地域」への再指定を急げ

#### 【高橋】

中山間地の直接支払制度の地域の計画は進んでいるようだが、制度にかかわり綾部市の上林で1992年に市が東部地域観光開発計画を作り、農振地からの変更を行った件で聞く。

これはサーキットやドーム型のスキー場を作る計画だったが、いまでは計画は破たんし、地元では、以前と同じように米を作っている。しかし、農振地からはずした経過があるので、直接支払制度の対象地域から外される事態となっている。地元からは、元に戻してほしいという声が上がっている。

農業振興地域の整備に関する法律の第7条には、知事は「農業振興地域整備方針の変更により、また、経済事情の変動、その他により必要が生じたときは、遅滞なくその指定した農業振興地域の区域を変更し、又、解除する」という条文がある。もともと農振地域なのだから、これは元に戻すべきだ。

【農林水産部長】 綾部ではこうしたことが確かにある。府としては、交付金の申請までに農用地の指定を受ければ良いことになっているので、この制度に関し「農振の計画変更にかかわる手続き」について、10月20日に市町村に通知をしているところ。

#### 【高橋】

先日の綾部市議会でもこの件の質問が行われ、見直す用意があるというニュアンスの答弁がなされたと聞く。当初の計画をそのまま継続すると言ったかつての谷口市長の言動からは変化があるので、綾部市に対し元に戻す方向なのかということと合わせ、山間地での地域農業を守るための是正ができるような援助をお願いしたい。

### 民間林の間伐促進のため、間伐材持ち出しに援助を 間伐材の需要拡大へ、積極的な対策を

#### 【高橋】

林野庁から緊急間伐5ヶ年計画が、国の事業として行われ、各都道府県でも取り組みを開始している。滋賀県では、放置されている民有林も含めて4万haの間伐をやるという報道があった。国の緊急対策は、新聞報道によると全体では1千万haの人工林が、このまま放置すれば大変なことになるということで、事業を始める今年は28万ha、2001～4年まで、年平均30万haの間伐しようというもの。間伐の助成も一定アップするという内容も含めた措置が取られるとのことだ。京都では、この事業で行うべき

面積はどの程度であり、その事業の内容はどのようになっているのかを聞く。

**【森林保全課長】** 府の緊急間伐推進計画での府の間伐対象面積は48000ha。この緊急の5ヶ年（12～16年）の間に、17500haを計画している。単年度で3500haとなる。

#### **【高橋】**

間伐材のカタログを見て、改めて公共土木事業で活用できる範囲が広いと感じた。活用し利用されることに期待しているが、緊急対策で若干補助率があげるといっても、皆伐でロープを張って行うということもできない、簡易の林道作りや、持ち出しの運搬費がかかるわけだから、運び出せば若干の小遣いぐらいの金額にならないと、政府がこれをやるのだと言っても本当に進まないと思う。

他府県では「一本持ち出し運動」と、せめて小遣い程度にと、一定の助成をして間伐を促進しようという取り組みを行っているところもあるし、滋賀県でも来年やると聞いている。

綾部の丸棒工場ができる。森林組合が行うか、個人所有林で個人がやるかの違いはあるが、そこに運び込まれる間伐材と、間伐材の利用と資材としての供給とのバランスと、林業家が持ち出せば、激励ができる金額になっているのか。

**【森林保全課長】** 昭和57年より府では単費間伐促進対策事業があり、出材にも一定の補助が可能で、これまでに6万立方メートルの利用があった。

間伐は値打ちのないものばかり切っていれば採算が合わないが、将来の山を壊さない程度であれば、ある程度良い材も切れるし、今までの事例でも収益の出るケースもあるわけで、ケースバイケースで色々指導したい。

#### **【高橋】**

戦後植林がやられてきた多くの山が放置され、土地がやせ、土石流の危険もあるというところが広がっているのだから、間伐そのものが災害対策として重要になる。

豊かな海づくり大会でも、環境問題、さらには海に及ぶ山、里、海ということで取り組みが行われた。これを機会に、あらためて京都の林業対策を間伐だけにとどまらず、抜本的強化をするべきだ。

林野庁自身が緊急対策をやるどころまで来ているのだから、運営の助成や補助の拡大とあわせて、京都府自身がそういう計画を実行する方向に進んでほしい。

日本共産党もすでに林業政策を発表し、府にも提出し、同様の要求も繰り返しておりますので、ぜひその方向で進めてほしい。

## **梅木紀秀（日本共産党、左京区）2000. 11. 9**

### **漁業後継者の確保・育成へ、青年の声を聞き積極対策を 蒲入や野原の産直の経験生かし、漁業者の収入確保に府の積極的援助を**

#### **【梅木】**

研修情報の10月号で、海づくり大会が終わり、一番の課題は漁業後継者不足が深刻な事態になっていることだとか、京都新聞の社説でも、課題は第一に後継者の養成だと書いている。

後継者が減り、高齢化が進んでいる中で、どう後継者を確保・育成するかが課題となっている。予算委員会での私の質問に、部長は「いきいき漁業、漁村づくり事業」と答えたが、決算を見ても深刻になっている後継者不足を補い、後継者を確保・育成できて

いるのかといえば、ちょっと不十分だ。

府は何故後継者が確保できないと分析し、確保・育成のためにどのような事業を行っているのか。

根本的には漁業収入をしっかりと確保することが大切。しかし、統計では漁業収入が200万円前後。これではなかなか漁業に就く人もいない。ここにどう支援するかが課題だ。

いずれにしても、女性も一緒に働き、暮らしを立てていくことが必要だが、蒲入の漁協で産直パックをやり始め、特に干物が人気があり、年間3000万円の収入があるという。野原の漁協でも、干物おまかせパックをやりはじめると聞いたが、この産直などのソフト事業に対し、どのような援助をしているのか。

**【大橋理事】** 担い手に就いては、漁業の特殊性から見て就労環境の改善が重要。主として新しく就業しやすい府内の主幹漁業である定置網漁業などが就労環境の改善に取り組むことに支援をしている。

加えて漁業をより魅力的にすることが大事と考え、従来の漁業生産にとどまらず、遊魚の案内やサザエ狩りなどサービス事業的なものや漁業加工などに取り組んでいる若い漁業者や婦人の取り組みに支援をしている。

いきいき漁業漁村事業の平成11年度の執行业は940万円。その中で地域の若い漁業者や女性が新しい取り組みをすることに活動支援として210万円、蒲入の加工場には、僅かだが50万円、海洋高校生と若い漁業者が交流するための経費として220万円が計上されている。

#### **【梅木】**

干物の問題も少しでも価値を高めるため遊魚をして収入を上げるなど努力されている。都会の人たちにおいしい物を送る努力を産直で努力しておられるのだから、そういう物をインターネットで紹介するような援助もできるのではないかな。

我々もそういう機会があれば、丹後の魚が食べたい。魚屋さんの魚はどこのかわからないのだから。

大前提として輸入が40%以上になり、自給率が50%台になっており、セーフガードを発動せよと我々は要求しているけれど、府として実際はどう援助していくのかももう一度聞きたい。

**【大橋理事】** 水産加工品は安全が前提であり、平成10年に蒲入には加工施設を整備し、清潔な所で加工を進めていただいている。平成10年は3000万円だったが、11年には5500万円を超えたと聞いている。

#### **【梅木】**

漁業者確保、育成対策をある程度やっているのはわかるが、後継者不足が深刻な問題というなら、もっと手を入れ、予算を入れるべきだ。後継者を確保・育成するためにこれだけのことをしていますという予算の組み方なり、決算での報告が、課題を明確にする上で必要だと思うので要望しておく。

富山の水産公社がその中に、担い手育成センターを作り、漁協に入っている若い人に集まってもらい、「みなさんが漁業を続けていく上で、色々感じていることを話してほしい」と聞いたら、住宅の問題が出てきたという。それで、町営住宅を確保する手を打つとか、都会から出てきた子は、今住んでいるところを水洗にしてほしいという要望が出てきて、水洗の住宅を確保するとかの援助をしている。このようにうまくやって、若い人同士がお互いに意欲を持っていけるようなグループ化をしていうような援助を、水産公社がやっているわけです。そう考えると、京都府の場合にも、現場に近い水産振興事業団に援助して、いくことが必要ではないかと思う。ぜひ一度水産振興事業団の事業についても、部長が理事長というならお考えいただきたい。

いずれにしても、もう少し漁業と後継者確保・育成を支援する必要があると思う。

## 栽培漁業センターの補助金カットの中止と、水産事業団への支援強化を【梅木】

栽培漁業を進める上で、2000年予算では栽培漁業センターへの補助が一割カットされ12400万円になっているが、人件費などが大きな比率を占める中で、大変なこととなっているが、種苗を確保する上で1000万円の削減の、大きな影響は出ていないのか。

さらに減らすということになれば、水産事業団にすれば元々の基金に対する果実が減ってきているわけで、水産事業団にも支援をしていかなければならない。その中で、水産事業団自身が、後継者の育成確保の仕事をしなければならぬと私は思っているのので考えを聞く。

**【農林水産部長】** 栽培漁業センターの運営、維持管理の経費に対し府が補助しており、11年決算で13500万円あまりとなっている。

センターでは、真鯛、ヒラメ、あわび、サザエの種苗生産や中間育成を行っており、それぞれの生産目標を大きく上回る実績を上げており、生産量に支障は今のところない。

センターを運営している京都府水産振興事業団においては、府内漁業者に種苗を配布した後、目標以上に生産できた種苗については他県とか遊魚団体に配布し、負担金収入の増加に努めている。またメンテナンス経費と管理費の節減にも鋭意努力している。

**【農林水産部長】** いわれた件は、事業団としても鋭意頑張る。

### ● 他会派の質疑

#### 佐藤宏（公明党・右京区）2000、11、9

府の農業に関する21世紀に向けた理念。

2000年米作況の状況。

環境にやさしい農業への取り組み。（答弁略）

**【農林水産部長】** アクトビジョンで基盤整備進め、租生産額で全国で12.5%減だが京都は3.4%減にとどまる。多様な担い手確保・育成が課題。農業者を1.3倍にする。

**【農政課長】** 京都府の米消費量（卸売り+縁故米）は、平成元年19万t、11年が12万tで、約6割に減。作況指数は104。

**【佐藤】** 新府総では農業振興の目標定め、府の農業基本法を制定を。

国は小中学校の米飯給食への助成制度を廃止する。府として補助をしたりしているが、米の消費を拡大していくことが、米の生産にプラス要因になる。食の指針を示せ。

**【農林水産部長】** ポストアクト21で新しい農政の方向を示す。**【農政課長】** 検討したい。**【農政流通課長】** 有機資源の循環型活用をはかる。

#### 工藤香代子（新政会、城陽市）2000、11、9

府南部の米生産について。京都府の生産調整実績、転作誘導策について。

市民農園について（答弁 略）

市街化調整区内の「転売目的」の農家建設と一般住宅としての転売について。

**【農林水産部長】** 11年は、目標8709haに対し9150haで全体としては目標達成。全体の50%4565haで米以外の作物を生産。野菜が2038ha、続いて小豆、白・黒大豆となる。景観作物が610ha、水田管理が1620ha。京都市以南の南部では、生産調整実施面積2849haの内、40%1145haで米以外の作物が生産され、

中北部に比べ低い。内訳は、77%で野菜。12年度もほぼ同様の傾向。

11年度の小規模農家調査では農作業受託組織がなく、育成が必要とこたえた山城農家は33%と高く、山城地域における農作業の受委託組織の育成が必要。今後、受託組織づくりや水田の有効活用を進めるため、山城の実状に応じて、21世紀型や今年度から実施のハイレベル水田農業振興事業が実施できる様工夫したい。

小規模の兼業農家が多いので、集落毎にまとまりをもって活動することが困難。一方、野菜や果樹生産農家による、共選、共販の体制整備、ほ場整備地区を中心とした地域農業作り活動、担い手グループによる受託なども徐々にだがりつつあるので、一層広げるとともに、集落単位の対応が困難な場合は、市町村単位などで、作物毎の生産部会づくりを誘導し、部会の中で受託組織づくりを誘導したい。

指摘の農家の転売は事実だが、農地法では規制ができない。関係部局と協議し手立てがあるか研究する。

### **梅原勲（自民党、綾部市）2000、11、9**

畜産環境基本調査の進捗は。(答弁 略)

中丹広域農道の開通は。

**【農林水産部長】** 平成13年度全線開通。

### **北岡千はる（民主・府連、左京区）2000、11、9**

間伐材利用促進の状況(答弁 略)

米の消費拡大(答弁 略)

有害鳥獣対策

松茸、本シメジについて(答弁 略)

**【森林保全課長】** 年間8億円前後で推移。シカ被害が最大。万全ではないが防護柵が有効。平成5年以降12年末には1300km。単年度毎に市町村からの要望には全てこたえている。

### **高屋直志（自民党、船井・北桑田）2000、11、9**

綾部の丸棒加工施設建設の進捗状況と運営に関する府の指導内容は。

**【農林水産部長】** 平成12年12月中旬完成予定。

### **山本正（民主・府連、宇治市・久世郡）2000、11、9**

産廃投棄対策に関連し森林法について。

茶業研究所の成果

**【農林水産部長】** 機能性食品としての役割を開拓。未利用の生茶葉の活用としての食用茶の開発で成果。

**【林務課長】** 森林法では1ha以下の行為への対応には限度。1ha以下の行為への対応は、伐採届の提出のみで、法改正で市町村長が受理する。小規模な産廃については森林法としては限界ある。小規模開発に対しては市町村では独自の条例を作って適正な開発が行われる様指導している。仮に1ha以下の産廃を中心とした開発がおこりましても、林務としても関係法令を持っている機関と一緒に対応しているし、悪質なものには、警察等とも協力し業者指導をしている。

# 日米共同演習の中止と府民の安全守れと申し入れ

日本共産党京都府会議員団は、10月30日、京都府知事に対して、米軍と自衛隊が、11月2日から18日まで行なう「日米共同統合実動演習」について、日米政府に対しその中止を要請するように求める申し入れを行ないました。

特に、演習のなかでも8日から10日までおこなわれる「後方地域搜索救助活動」は「周辺事態法」発動にむけた態勢作りをめざすものであり、舞鶴総監部所属の自衛艦の参加も報道されています。

この共同演習では、かつて舞鶴漁協の漁船との接触事故が起り、一昨年には、養老漁協の定置網が損傷する事故がおこり、漁業者に大きな損害と不安を与えています。今回の演習は、山口県北方、九州北方などとされているが、カニ漁が最も盛んな時期に行なわれる今回の演習は無謀なものであり、絶対に許されるものではありません。府民のくらしと安全、平和を守るべき知事として、このような過去の経過も踏まえて、日米両国政府に対して、共同演習を中止すること、とりわけ漁場および航路周辺海域での演習は絶対に実施しないことを要請するよう、強く申し入れました。

応対した道林邦彦知事公室長は「漁業や漁民に被害が及ぶことの無いように申し入れたい」と答えました。申し入れには西山秀尚議員団長、新井進幹事長、松尾孝団政策委員会責任者が参加しました。

## 「日米統合実動演習」に関する申し入れ

京都府知事 荒巻禎一殿

2000年10月30日

日本共産党京都府会議員団  
団長 西山 秀尚

自衛隊と米軍は、11月2日から18日まで日米共同統合実動演習を行なうとしているが、特に8日から10日までおこなわれる「後方地域搜索救助活動」は「周辺事態法」発動にむけた態勢作りをめざすものである。

「周辺事態法」は、成立したとはいえ、アメリカの引き起こす戦争に日本が参加する、憲法違反の法で、この法に基づく演習は、近隣アジア諸国との緊張を高め、アジアの平和に逆行するものであり、おこなうべきではない。

この共同演習では、かつて舞鶴漁協の漁船との接触事故が起り、一昨年には、養老漁協の定置網が損傷する事故がおこり、漁業者に大きな損害と不安を与えている。今回の演習は、山口県北方、九州北方などとされているが、舞鶴総監部所属の自衛艦の参加も報道されており、カニ漁が最も盛んな時期に行なわれる今回の演習は無謀なものである。

府民のくらしと安全、平和を守るべき知事として、このような過去の経過も踏まえて、日米両国政府に対して、共同演習を中止すること、とりわけ漁場および航路周辺海域での演習は絶対に実施しないことを要請するよう、強く申し入れるものである。